

## 第8 税制の状況

1	令和6年度税制改正の概要	133
2	令和6年度の県税の概要	140



# 1 令和6年度税制改正の概要

出典：財務省ホームページ令和6年度税制改正の解説より

	改 正 点
1 個人住民税	<p>(1) 個人の道府県民税及び市町村民税について、定額による特別税額控除を次により実施することとされました。</p> <p>① 令和6年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、次の措置が講じられました。</p> <p>イ 前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」といいます。）の所得割の額から1万円（控除対象配偶者又は扶養親族（この法律の施行地に住所を有しない者を除きます。以下「控除対象配偶者等」といいます。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき、1万円を加算した金額）を控除することとされました。</p> <p>ロ 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の控除限度額及び公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額について、特別税額控除前の所得割の額とすることとされました。</p> <p>ハ 普通徴収について、令和6年6月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和6年度中に普通徴収すべき税額から、順次控除する等所要の措置が講じられました。</p> <p>ニ 特別税額控除対象納税義務者の給与所得に係る特別徴収について、均等割の額及び所得割の額ともに令和6年6月において徴収せず、特別税額控除後の給与所得に係る特別徴収税額を同年7月から翌年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収することとされました。</p> <p>ホ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収について、令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和6年度中に特別徴収される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から、順次控除する等所要の措置が講じられました。</p> <p>② 令和7年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及びこの法律の施行地に住所を有しない者を除きます。）を有するものに限ります。）の所得割の額から1万円を控除することとされました。</p> <p>(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が令和7年12月31日まで延長されました。</p> <p>(3) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が令和7年12月31日まで延長されました。</p> <p>(4) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置が講じられました。</p> <p>(5) 所得税における住宅ローン控除の見直しに伴い、所要の措置が講じられました。</p>
2 地方法人課税	<p>(1) 当分の間、所得等課税法人以外の法人で資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」といいます。）が1億円以下のもののうち、前事業年度の事業税について地方税法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象法人」といいます。）に該当したものであって、払込資本の額が10</p>

	改 正 点
2 地方法人課税	<p>億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとされました。</p> <p>(2) 令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）の事業税（公布の日を含む事業年度の前事業年度の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金1億円以下であると判定され、かつ、公布日以後に終了した各事業年度分の事業税について地方税法第72条の2第1項第1号口に掲げる法人（以下「外形標準課税の対象外である法人」といいます。）に該当したものの行う事業に対する事業税を除きます。）については、上記(1)にかかわらず、所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のものうち、公布の日を含む事業年度の前事業年度から最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度分の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、払込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとされました。</p> <p>(3) 所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもの等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とすることとされました。</p> <p>① 特定法人（払込資本の額が50億円を超える法人及び相互会社等をいいます。以下同じです。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額（公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの</p> <p>② 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの（①に掲げる法人を除きます。）</p> <p>(4) 上記(3)①又は②に掲げる法人に該当するかどうかを判定する日等について所要の整備が行われました。</p> <p>(5) 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下「取得等の日」といいます。）以後引き続き有している等の一定の要件を満たす場合において、当該他の法人及び当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の前5年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち資本金1億円以下のもの等について、上記(3)①又は②に掲げる法人に該当する場合であっても、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限り、外形標準課税の対象外である法人とすることとされました。</p> <p>(6) 所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもの等のうち上記(3)①又は②に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和八年度分基準法人事業税額」といいます。）が、当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき事</p>

	改正点
2 地方法人課税	<p>業税額（以下「比較法人事業税額」といいます。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和九年度分基準法人事業税額」といいます。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額は、令和九年度分基準法人事業税額から控除することとされました。</p> <p>(7) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日までとする等所要の措置が講じられました。</p> <p>(8) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和9年3月31日まで延長する等の措置が講じられました。</p> <p>(9) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の措置が講じられました。</p> <p>① 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、雇用人給与等支給額の比較雇用人給与等支給額に対する増加割合が100分の1.5以上である場合（当該法人が中小企業者等である場合に限りません。）に控除対象雇用人給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとされました。</p> <p>② 控除額について、控除対象雇用人給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすることとされました。</p> <p>(10) 法人税割の課税標準である法人税額について、産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置が講じられました。</p> <p>(11) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一定の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置が講じられました。</p> <p>(12) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該電気供給業を行う法人が広域的運営推進機関に対して電気事業法に掲げる一定の業務に係る対価として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置が講じられました。</p> <p>(13) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。</p> <p>(14) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。</p>

	改正点
2 地方法人課税	<p>(15) 税負担軽減措置等の延長</p> <p>① 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。</p> <p>② 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。</p> <p>③ 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。</p> <p>④ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。</p> <p>⑤ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。</p> <p>⑥ 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。</p> <p>⑦ 株式会社地域経済活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。</p> <p>(16) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととする特例措置は廃止されました。</p> <p>(17) 新たな公益信託制度の創設に伴い、法人が受託者となる公益信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなすこととする等の措置が講じられました。</p> <p>(18) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の委託者等は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなすこととする特例措置は廃止されました。</p> <p>(19) 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置が講じられました。</p> <p>(20) 社会保険診療に係る所得割の課税標準の特例措置について、旧介護保険法の規定に基づく一定の介護療養施設サービス等が適用対象から除外されました。</p> <p>(21) 中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額から当該還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額は翌年度以降に控除することとされました。</p> <p>(22) 中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該中間期間の属する事業年度の所得の計算上、当該災害損失欠損金額に相当する金額は益金の額に算入しないこととされました。</p>
3 地方消費税	<p>(1) 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務を除きます。）のうち、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととされました。</p>

	改正点
3 地方消費税	<p>(2) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して地方消費税を課する等の措置が講じられました。</p> <p>(3) 偽りその他不正の行為により、譲渡割に係る還付（更正の請求に基づく更正によるものに限ります。）を受けた場合（未遂の場合を含みます。）について、罰則規定が設けられました。</p> <p>(4) 地方消費税の清算等に使用する統計について、所要の規定の整備を行うこととされました。</p>
4 不動産取得税	<p>(1) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。</p> <p>(2) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。</p> <p>(3) 税負担軽減措置等の創設</p> <p>① 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、非課税措置が講じられました。</p> <p>② 都市緑地法に規定する都市緑化支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、非課税措置が講じられました。</p> <p>(4) 税負担軽減措置等の延長</p> <p>① マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する特定要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限が令和8年3月31日まで延長されました。</p> <p>② 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで延長されました。</p> <p>③ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで延長されました。</p> <p>④ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで延長されました。</p> <p>⑤ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで延長されました。</p> <p>⑥ 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで延長されました。</p> <p>⑦ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。</p> <p>⑧ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する</p>

	改 正 点
4 不動産取得税	<p>認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで延長されました。</p> <p>(5) 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置は廃止されました。</p>
5 軽油引取税	<p>(1) 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。</p> <p>① 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>② 自衛隊又は日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊（以下「オーストラリア軍隊」といいます。）が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り</p> <p>③ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り</p> <p>④ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>⑤ 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り</p> <p>(2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に関する法律に実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。</p> <p>(3) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。</p> <p>(4) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。</p> <p>(5) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、一定の船舶が適用対象から除外されました。</p>
6 自動車税	<p>合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の徴収について、地方団体の条例で定めるところにより、普通徴収又は紙証徴収の方法によらなければならないこととする等所要の措置が講じられました。</p>

	改正点
7 狩 猟 税	<p>(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。</p> <p>(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。</p> <p>(3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。</p>
8 納 税 環 境 整 備	<p>(1) 重加算金の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加えることとされました。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社等がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員等は、一定の額を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負うこととされました。</p> <p>(3) 保全差押金額を限度とした差押え等に係る地方団体の徴収金について、その納付し、又は納入すべき額の確定がない場合における当該差押え等を解除しなければならない期限は、その保全差押金額をその者に通知をした日から1年（改正前：6月）を経過した日までとされました。</p>

## 2 令和6年度の県税の概要

税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期	
個人の県民税	均等割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………2,000円 うち、水と緑の森づくり税分 500円	給与所得者(特別徴収)は毎月(給与から差し引かれる)65才以上の年金受給者(特別徴収)は偶数月の年6回(年金から差し引かれる)その他の人(普通徴収)は6月・8月・10月・1月(市町村民税と同時に納める)
	所得割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法人の県民税	均等割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年額……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円			
水と緑の森づくり税					
法人税割	県内に事務所・事業所を有する法人(R1年10月1日以後開始する事業年度)	法人税額(国税)	1.8% (資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は1.0%)		
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日(毎月)	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	5%	翌月の10日(毎月)	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	5%	翌年の1月10日	
個人の事業税	次の事業を行っている個人 第1種事業(物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など) 第2種事業(畜産業・水産業など) 第3種事業(医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など)	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% (ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%)	第1期 8月31日 第2期 11月30日 (ただし、税額10,000円以下の場合は第1期に全額納付)	
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人	電気供給業・導管ガス供給業・保険業・貿易保険業を行う法人は収入金額 電気供給業(小売・発電・特定卸供給事業)を行う法人は収入金額、所得金額、付加価値額及び資本金等の額(令和2年4月1日以後開始する事業年度) 特定ガス供給事業を行う法人は、収入金額、付加価値額及び資本金等の額 外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	1.0% 資本金の額が1億円を超える法人 (収入割)……………0.75% (付加価値割)……………0.37% (資本割)……………0.15% 上記以外の法人 (収入割)……………0.75% (所得割)……………1.85% (収入割)……………0.48% (付加価値割)……………0.77% (資本割)……………0.32% (所得割)……………1.0% (付加価値割)……………1.2% (資本割)……………0.5%	法人の県民税と同じ	

税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人	普通法人は額 所得金額	400万円以下の額 … 3.5% 400万円を超え800万円以下の額 …… 5.3% 800万円を超える額… 7.0% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 …… 7.0%	法人の県民税と同じ
		特別法人は額 所得金額	400万円以下の額…3.5% 400万円を超える額…4.9% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 ……4.9%	
地方消費税	譲渡割 課税資産の譲渡等を行う者 貨物割 課税貨物を保税地域から引取る者	消費税額 (国税)	78分の22	国の消費税と同じ
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者	不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等	売渡本数	1,000本につき 1,070円	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～500円	翌月の15日 (毎月)
自動車税 環境性能割	自動車の取得者	自動車の価格	営業用0～2% 自家用0～3%	自動車の登録をするとき
※2自動車税 種別割	自動車の所有者	乗用車 営業用 自家用	7,500円～40,700円 25,000円～110,000円	5月31日
		貨客兼用車	トラックの税額に総排気量に応じて営業用は3,700円～6,300円を、自家用は5,200円～8,000円を加算した額	
		バス 営業用 一般乗合用 自家用 その他	12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円	
		トラック 営業用 積載量8トン以下 積載量8トンを を超えるもの	6,500円～29,500円 8トンをを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算	
		トラック 自家用 積載量8トン以下 積載量8トンを を超えるもの	8,000円～40,500円 8トンをを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算	
鉱 区 税	県内に鉱業権をもっている者	鉱区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日
※3狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの	16,500円	狩猟者の登録を受ける日
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	11,000円	
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの	8,200円	
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	5,500円	
		第二種銃猟免許	5,500円	
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者	引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)

142 税制の状況

税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 発電用原子炉の熱出力	8.5% 1 課税期間 (3 ヶ月) につき、千 kw あたり 41,100 円※4	核燃料挿入日から2月後の月の末日 各課税期間の末日の翌日から2月以内
産 業 廃 棄 物 減 量 税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	1トン当たり 1,000 円	4・7・10・1月末日

- ※1 令和元年10月1日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、特別法人事業税（国税）が課されます。
- ※2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約75%又は約50%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、一部を除き、本来の税額に約15%加算（バス及びトラック等については、約10%加算）
- ※3 令和6年3月31日までの間に限り次の措置を講じる。
  - ①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録・・・非課税
  - ②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録・・・非課税
  - ③有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録・・・2分の1軽減  
 ※狩猟者登録を申請した日前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者
- ※4 廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉については63,000円